

神奈川歯科大学附属病院

画像診断科（歯科） 認定医・専門医研修プログラム

診療科長 泉 雅浩

（2022年12月現在）

【研修プログラムの概要】

本プログラムは特定非営利活動法人日本歯科放射線学会（以下、日本歯科放射線学会）の認定医・専門医の取得を目標としています。認定医・専門医を取得するためには日本歯科放射線学会が認定した研修機関において、資格認定に必要な研修を受ける必要があり、**当科は研修機関として認定されています。**

プログラム構成は（1）歯科領域の画像診断と放射線管理のための医療技能を修得させること、（2）歯科医師からの放射線診療に関する質問等に応じて適切な対応と指示を行うことのできる能力を養成賦与すること、（3）国民からの歯科領域の放射線診療に関する質問等に応じて適切な対応と指示を行うことのできる能力を養成賦与することを目的に作成されており、研修内容には、①顎口腔領域の疾患の画像診断、②診断に必要な画像診断機器に関する知識、③放射線防護に関する知識と基本的な放射線管理技術、④顎口腔領域の放射線腫瘍学に関する基本的な知識、の項目が十分含まれています。

資格取得に必要な年限は、認定医は常勤あるいは非常勤歯科医として2年以上、専門医は常勤歯科医として5年以上あるいは週1日以上非常勤歯科医として8年以上と規定されています。以下に示す研修プログラムに従って研修を履修することにより、資格申請が可能となります。

【研修プログラム】

時期	研修目的	研修内容	具体的な研修ノルマ	備考
1年目 4～5月	画像診断科の業務の概要を把握し、歯科放射線医の役割を認識する。	診療科長より業務内容の説明を受ける。	適宜	日本歯科放射線学会に入会する。
		パノラマX線撮影の画像診断報告書を作成する。	以降月50件以上	
		科内の勉強会、症例検討会に参加し、放射線全般の知識を向上させる。	以降月4回以上	
		学内あるいは学会で実施する研修会において放射線の物理的性質、人体への影響、安全取り扱いと管理技術、及び関連する法令などの研修を受講する。	可能な限り早期に受講	

6～9月	専門学会に参加する。指導医とともに患者に対する画像検査を実施する。診療科の通常業務を行う。	専門学会で開催される専門医共通研修に出席する。	2単位取得	
		専門学会に出席して、放射線や画像診断に関する最新の知見を収集する。	年1回以上	
		パノラマX線撮影を実施する。	50件以上	
		口内法撮影を実施する。	50件以上	
		歯科用コーンビームCT撮影を実施し、画像診断報告書を作成する。	以降月10件以上	
		超音波検査を実施し、報告書を作成する。	以降月2件以上	
8～9月	学会発表のテーマ決めと研究方法を学ぶ。診療科の通常業務を行う。	学会発表のための抄録を作成する。	1演題	
		画像診断科の学生病院実習の補助を行う。	計10日分	
10～1月	専門学会において発表を行う。診療科の通常業務を行う。	学会発表内容をまとめて予演会を実施する。	2回以上	
		学会発表する。	1回	
		CTの画像診断報告書を作成する。	以降月10件以上	
		MRIの画像診断報告書を作成する。	以降月3件以上	
		画像診断科の病院実習の補助を行う。	計10日分	
12～3月	論文投稿の準備をする。テーマを決め、資料の収集を行う。関連した抄読会の発表を行う。診療科の通常業務を行う。	論文の選定、準備、発表を行う。	1回以上	
2年目以降	研修プログラムに沿って研修項目を実施する。	論文を投稿する。	年1回以上	
		勉強会、症例検討会に参加し、画像診断の精度を向上させる。	年1回以上	
		専門学会に出席して、放射線や画像診断に関する最新の知見を収集する。	年1回以上	
		学会発表を行う。	年1回以上	
		専門学会で開催される専門医共通研修に出席する。	2単位取得	
		学内あるいは学会で実施する研修会において放射線の物理的性質、安全取り扱いと管理の技術、及び関連する法令などの研修を受講する。	年1回以上	

【参考資料】

日本歯科放射線学会 認定医制度施行細則

第1章 総則

第1条 特定非営利活動法人日本歯科放射線学会認定医制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、同規則に定められた以外の事項については、この認定医制度細則（以下「細則」という）に従うものとする。

第2章 認定医の認定

第2条 認定医試験を受ける者は、次の各号に定める申請書類に第8条に定める手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定医申請書（様式1）
- (2) 履歴書（様式2）
- (3) 歯科医師免許の写し
- (4) 研修証明書（様式3）
- (5) 研修カリキュラム履修記録（様式4）
- (6) 歯科放射線に関する業績目録（様式5）
- (7) 上記の業績を証明できる資料
- (8) 診療実績を証明できる資料

第3条 認定医試験は筆記試験とする。ただし4条2号に該当する者には、筆記試験に加えて実地試験を行う。

第4条 認定医試験を受ける者は以下のいずれかの条件を満たさなければならない。

- (1) 研修機関で2年以上の研修を受けた者
- (2) 歯科放射線准認定医の資格を有し、同資格を1回以上更新した者

第5条 認定医試験を受ける者のうち、4条1号に該当する者は、次の診療実績・研修実績・研究実績を必要とする。

- (1) 歯科放射線に関連する学術発表を筆頭演者として1回以上行うこと。あるいは学術論文を筆頭著者として1編以上発表すること。
- (2) 画像診断業務に従事し、読影報告書50例以上を作成し、そのうち、20例以上は筆頭報告書として報告書を作成すること。
- (3) 2号に示した読影報告書には、造影・CT・超音波・MRI・RIなどを20例以上含むこと。
- (4) 放射線の物理的性質、人体への影響、安全取り扱いと管理技術、及び関連する法令などの研修を含むこと。

日本歯科放射線学会 専門医制度施行細則

第1章 総則

第1条 特定非営利活動法人日本歯科放射線学会専門医制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、同規則に定められた以外の事項については、この専門医制度細則（以下「細則」という）に従うものとする。

第2章 専門医の認定

第2条 専門医試験を受ける者は、次の各号に定める申請書類に第17条に定める手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 専門医申請書（様式1）
- (2) 履歴書（様式2）
- (3) 歯科医師免許の写し
- (4) 研修証明書（様式3）
- (5) 研修カリキュラム履修記録（様式4）
- (6) 歯科放射線に関する業績目録（様式5）
- (7) 上記の業績を証明できる資料
- (8) 診療実績を証明できる資料
- (9) 専門医機構が定める専門医共通研修受講を証明できる資料

第3条 専門医試験は下記の項目について認定委員会において合否を判定する。

- 1) 筆記試験 出題ガイドラインの範囲から多肢選択形式の問題が50問出題される。その正答率70%以上を合格とする。
- 2) 実地試験 顎口腔領域疾患2症例について読影報告書を作成する。2名の評価者によって評価され、の平均点が満点の70%以上を合格とする。

第4条 専門医試験を受ける者は研修機関で、歯科放射線に関する研修を受けた者で、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 常勤歯科医として5年以上研修を受けた者
- (2) 週1日以上の非常勤歯科医として8年以上研修を受けた者
- (3) 他の専門医資格認定団体によって認定された専門医資格を有する者で常勤歯科医として3年以上の研修を受けた者
- (4) 他の専門医資格認定団体によって認定された専門医資格を有する者で週1日以上の非常勤歯科医として5年以上の研修を受けた者

第5条 専門医試験を受ける者は、次の診療実績・研修実績・研究実績を必要とする。

- (1) 歯科放射線に関連する学術発表を筆頭演者として行うこと。
- (2) 歯科放射線に関連する研究報告を筆頭または共同著者として学術雑誌に3編以上発表すること。ただし、「歯科放射線」又は「Oral Radiology」掲載の筆頭著者として

- の論文を1編以上含むものとする。「Oral Radiology」掲載論文1編は2編に換算する。
- (3) 画像診断業務に従事し、読影報告書200例以上を作成し、そのうち、100例以上は筆頭報告書として報告書を作成すること。(口腔放射線腫瘍認定医は、外照射治療計画、小線源治療、放射線治療に関わる口腔管理を症例数として含めることができる)
 - (4) 歯科専門医機構が定める専門医共通研修を10単位以上履修することを要する。ただし移行期間の2022年申請は4単位、2023年度は6単位、2024年度は8単位とする。